

中城村タブレット型 PC 活用ガイドライン

(タブレット端末の家庭での活用について)

中城村教育委員会

1 目的

学習機会の提供や保障、豊かな学びの実現に向け、中城村教育委員会が児童生徒に貸し出すタブレット端末を家庭に持ち帰り、家庭での学習を行う際に必要なルールを以下に示します。

2 必要な物品

家庭でのオンライン学習等を行うためには、村教育委員会が貸し出すタブレット型パソコン（利用する状況によってインターネット接続環境）が必要となります。

<留意事項>

(1) 端末（タブレット端末）

※このガイドラインでは村教育委員会が貸し出すタブレット端末に関してのガイドラインとなります。

(2) 回線（Wi-Fi（ワイファイ）、携帯通信(LTE)など、インターネットの利用が出来る接続手段）

① 家庭の無線(Wi-Fi)環境への接続は、保護者が行ってください。

※携帯通信(LTE)では利用に際しパケット量が多く発生するので注意してください。

② 一定の要件を満たし、学校が必要と判断した際には、児童生徒を通じて保護者に貸出することを可能とします。ただし、インターネット回線使用料は保護者負担とします。

3 利用における注意事項

保護者は利用者である児童生徒に、以下を遵守させるようにしてください。

㊦ 端末利用において不具合が生じた場合、遅滞なく速やかに学校へ報告してください。

㊧ USB メモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用を禁止します。

学校から指示の無いファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止します。

㊨ 学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信は禁止します。

㊩ 学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板への投稿）などは禁止します。

㊪ 万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。

㊫ 原則、保護者への負担はありませんが、貸し出すタブレット端末が不適切な使用により紛失・破損したと判断した場合、保護者へ弁済を求める場合があります。取り扱いには十分注意してください。

本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、村教育委員会で協議し決定します。

本件についての問い合わせ先	津覇小学校
電話 098-895-2062	FAX 098-895-7834